## 資料 2

# 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」改定計画案 (パブリックコメントの結果) について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 令和6年2月

#### 目次

- 1 意見募集の概要
- 2 主な意見
- 3 素案からの主な変更点
- 4 県ギャンブル等依存症対策推進協議会での意見
- 5 今後のスケジュール

## 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和5年12月14日(木)から令和6年1月13日(土)
- **(2) 意見提出件数** 101件 (提出者数 35人)
- (3)内容区分内訳

	区分	延べ件数
ア	計画策定の趣旨、基本理念等	<u>17</u>
1	発症の防止	<u>43</u>
ウ	進行の防止	6
工	回復及び再発防止に向けた支援	<u>21</u>
オ	基盤整備	0
カ	推進体制及び進行管理	2
+	その他	12

## 1 意見募集の概要

### (4) 反映区分内訳

区 分	延べ件数
A 新たな計画案に反映するもの。	29
B 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を 既に計画案に盛り込んでいるもの。	15
C 今後の政策運営の参考にするもの。	18
D 反映できないもの。	18
E その他(感想や質問等、A~Dに該当しないもの)	21
合 計	101

#### 【A 新たな計画案に反映するもの(抜粋)】

- ※一部修正を含みます。
- ※具体的な変更内容は本資料1の10ページ。

計画の該当箇所	意見の概要
P3 第1章5(1)	・「その他の射幸行為」について、国は「ゲームセンターのスロットマシン等の メダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資」を 含めていないのでは。
P3、P4 第1章5(1)	<ul><li>・「ゲーム、インターネット等」を対象とする依存症は国際的および国内的にみても 医学的には定義されていないため、削除すべき。</li></ul>
P5 第1章5(1)	・「自助グループや回復支援施設等への支援」に家族会は入っているか、具体的に 記載してほしい。
P45 第4章1(1)ア P47 第4章1(1)イ P50 第4章 コラム	・国会答弁などからオンラインゲームの課金、ガチャはギャンブル等の定義に含まれていないことが明確であることから、記載を修正するべき。
P73 第4章2(1)イ	<ul><li>・「女性の就労機会の減少」「社会的に孤立した女性」について触れているので、 男女の差異に焦点を当てたデータを掲載すべきでは。</li></ul>
P78 第4章2(1)工	<ul><li>・県精神保健福祉センター「家族のためのワークブック」を施策に追加してもいいのでは。</li></ul>
資料編	・専門医療機関、支援者の連絡先、連絡方法について計画に記載してほしい。

Kanagawa Prefectural Government

#### 【(参考)地方創生及び消費者問題に関する特別委員会 令和三年四月九日】

#### ○藤末健三議員(自民・当時)

ギャンブル等依存症対策基本法においてネットやゲームはその定義に含まれているかどうか、政府の見解を伺いたいと思います。

#### ○政府参考人

(ギャンブル等依存症対策基本法) 二条に言いますその他の射幸行為には、ゲーム、インターネットは 基本的に含まれない、これらゲーム、インターネットはギャンブル等依存症対策基本法上のギャンブル等に は該当しないものと考えております。

### 【B 意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの(抜粋)】

計画の該当箇所 (既に記載のある個所)	また。 <b>意見の概要</b> The state of the state of th
P2 第1章2(2)	・自殺企図・未遂等の場合の救急医療と精神科の連携や、専門医療機関と民間団体 との連携も必要。
P4 第1章5(1)	<ul><li>「ギャンブル等依存症に対する正しい知識」とあるが、何を「正しい」と定義する か明記すべき。</li></ul>
P7 第1章5(2)	<ul><li>・ギャンブル等依存症になると、横領、窃盗、闇バイトなど犯罪に結びつくことも 多い。</li></ul>
P45 第4章1(1)ア	・オンラインギャンブル・インターネット投票などに対しての注意喚起をしっかりと していただきたい。
P45 第4章1(1)ア P101 第4章3(2)ア	・依存症の知識やオンラインギャンブルの違法性、児童手当の振込先が変えられない などのCM放映を希望する。
P53 第4章1(2)ア	・県労働局や労働基準監督署と連携し、企業における長時間労働や職場でのハラス メント等に対する労働者の権利の活用を促進すべき。
P39 第3章3 重点目標3 P87 第4章3 全般	・依存症からの回復には、医療機関だけでは時間も労力も足りず、医師の力だけでは なく、自助グループの力なくして回復はないと考える。

Kanagawa Prefectural Government

### 【C 今後の取組の参考にするもの(抜粋)】

計画の該当箇所	意見の概要
P38 第3章3 重点目標1	・県民二ーズ調査の設問にて、「最優先事項」という強い表現は回答者が答えづらい 可能性がある。
P45 第4章1(1)ア P102 第4章3(2)イ など	<ul><li>・当事者の声が届くよう、民間支援団体の方が実体験を交えた講演を行える機会を 増やしてほしい。</li></ul>
P48 第4章1(1)イ	・「健康・未病学習教材」について、ICD-11ではゲームは依存症を引き起こすもの と定義されていないため、教材上の記載を訂正するべき。
P42 第4章全般	・薬物、窃盗、摂食障害、アダルトチャイルドなどの自助グループについて「かなが わ依存症ポータルサイト」へのリンク掲載や、それらの依存症に医療機関が対応 できるような人材育成、自助グループが設置されるような支援を行ってほしい。

## 【D 反映できないもの(抜粋)】

計画の該当箇所	意見の概要
P6 第1章 P50 第4章	・素案中の「コラム」について、掲載の意図が不明であるため削除すべき。
P37 第3章3 重点目標1	・全体目標1「ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及により誤解や偏見 (スティグマ)をなくす」について、すでに政府の方針とも食い違っているので 削除すべき。
P47 第4章1(1)イ	<ul><li>・「幼少期や青年期のギャンブル体験は、ギャンブル依存のリスクを高めることが 懸念されています。」とあるが、この「懸念」を示す根拠がないなら削除すべき。</li></ul>
P47 第4章1(1)イ	・(1)「フィルタリング利用の徹底」とあるが、フィルタリングは人が情報に 自由にアクセスする権利を阻害する行為であり、行政が推薦する法的根拠が なければ削除すべき。

#### 【E その他(感想や質問等、A~Dに該当しないもの・抜粋)】

#### 意見の概要

- ・県が依存症対策をしながら、県のホームページで「川崎競馬場に行こう!」というのは、矛盾している。
- ・自助グループや回復施設等に関する支援の充実のため、依存症対策に係る予算を大幅に増額し、 家族会などに対して財政的支援をしてほしい。
- ・支援員や相談員の具体的な研修は、どのような内容か。
- ・ギャンブルやゲームを生業とする企業等が、依存症の啓発ばかりでなく、回復施設や専門病院の設立、 専門の借金対策相談窓口などの運営、依存症になった場合の対策などを事業に含め、売り上げの 数パーセントは予算を取るような法律の制定を願う。

## 3 素案からの主な変更点

#### 【主な変更点】

計画の該当箇所	意見の概要
P3 第1章5(1)	・その他射幸行為の例示から「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が 当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資等」を削除
P5 第1章5(1)	・「自助グループや回復支援施設等」の注釈に、「 <mark>当事者団体や家族会などの</mark> 」と 追記
P45 第4章1(1)ア	・施策名「◇インターネットを利用したギャンブル等に関する啓発」に変更
P45 第4章1(1)ア P47 第4章1(1)イ P50 第4章コラム	<ul><li>・「ゲームにおけるガチャ機能」は射幸性が高いと考えられているが、基本法に おけるギャンブル等には含まれないため、記載を修正</li></ul>
P78 第4章2(1)工	・施策に「◇『家族のためのワークブック』による情報提供」を追加
資料編	・専門医療機関の連絡先を追加
その他	・「かながわ依存症ポータルサイト」に関する情報を追加

## 4 県ギャンブル等依存症対策推進協議会での意見

#### 【令和5年度第3回神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会(R6.1.31)】

ご意見	事務局の対応
<ul><li>・「かながわ依存症ポータルサイト」について、計画を読んだ方に認識して</li></ul>	・計画案にポータルサイトに関する記載
もらえるようにするべき。	を追加
・自助グループ等に対しての財政支援は難しいと思うが、施設の無料貸し	<ul><li>・施設管理者ごとに減免基準が異なり、</li></ul>
出しなどは可能か。	計画への記載は困難 <li>・市町村との会議で情報共有を行う</li>
・パブコメで「横領・窃盗・闇バイト」に関する意見があるが、計画に反映可能か。	・P7「ギャンブル等依存症に関連する 諸問題」に「犯罪」に関する記載が あるため修正不要
・P3「ギャンブル等」に関して、ここだけ「ぱちんこ屋に係る遊技」と	・ギャンブル等依存症対策基本法第2条
いう表現になっているのはなぜか。	の引用であり修正不要
・P3パチスロは「ぱちんこ屋に係る遊技」に含まれるのか。	・「ぱちんこ屋に係る遊技」に含まれる。 (内閣官房に確認済。)

## 5 今後のスケジュール

令和6年2月 精神保健福祉審議会

3月 県議会厚生常任委員会報告

改定計画の決定